**大阪市地域防災計画の修正案［概要］**

**【修正の背景】**

* **東日本大震災の教訓と南海トラフ巨大地震の被害想定により明らかとなった公助の限界を踏まえ、防災対策の一層の強化・推進を図ることが必要**

**【修正の趣旨】**

* **災害から自らを守るため、“個々の自立（自助）”、“個々が連携する体制（共助）”など、防災・減災につなげる仕組みの構築**
* **「大阪市・市民・事業者等の責務と役割」を明確化し、それぞれが責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することにより、防災・減災対策を推進**
* **広域・甚大な災害に対するソフト・ハード両面を組み合わせた対策の推進**

**大阪市地域防災計画の修正（平成26年１０月修正予定）**

**⑤　地下空間浸水対策等の推進**

　【充実】1.地下街管理者等による耐震性の確保及び

津波浸水も考慮した「避難確保計画」の作成

【新規】2.地下街･地下駅･接続ﾋﾞﾙが連携した浸水対策の促進　など

【新規】・地下街･地下鉄･接続ビルによる「地下空間浸水対策協議会」の設立

【新規】・地下街等からの避難を優先したガイドラインの作成

【新規】・地下街管理者等が連携した防災訓練の実施

**⑦　ハード対策の推進【充実】**

-1-

**⑥　中高層建築物対策の促進**

　【新規】1.非構造部材の脱落防止対策、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ閉込め対策　など

1.防潮堤等の耐震化の推進　　　　　　　　　：　地域特性に応じた事業計画の策定・実行

2.民間施設の耐震化・密集市街地対策の促進　：　耐震診断義務化建築物の耐震化促進（耐震改修促進法）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 地域特性に応じた密集住宅市街地整備の推進

3.災害時の交通ネットワークの維持　　　　　：　地下鉄等の津波浸水対策設備の強化、地震・津波に対する橋梁の安全性確認

4.市設建築物の耐震化推進　　　　　　　　　：　避難所等に指定された施設の吊り天井脱落対策

5.ライフライン施設の耐震化　　　　　　　　：　共同溝、電線共同溝の整備、上下水道の耐震強化　など

**② 避難体制の充実**

【充実】1.避難勧告基準の見直し等

【充実】2.情報連絡体制の充実（災害情報、避難情報など）【充実】3.災害に応じた安全な避難場所等の確保

【新規】・避難場所･避難所の安全性の検証

【充実】4.避難所運営における多様な主体の参画

【充実】5.備蓄品目の充実　　など

**③　本市防災体制の充実**

　【充実】1.災害時動員体制の強化

【充実】2.津波に対する防ぎょ実施体制の強化

　【充実】3.本市BCP（業務継続計画）の作成

【充実】4.防災訓練（震災訓練・水防訓練等）の充実 など

**④　帰宅困難者対策の推進**

　【充実】1. 大阪･難波･天王寺駅等をはじめとする、

市内主要ﾀｰﾐﾅﾙ駅周辺における帰宅困難者対策の推進　など

【新規】・帰宅困難者対策支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ派遣による、ﾀｰﾐﾅﾙ駅周辺事業者

による「帰宅困難者対策協議会」等の設立支援

【新規】・「帰宅困難者対応ﾏﾆｭｱﾙ」の作成・検証

**≪　南海トラフ巨大地震における被害想定結果等を踏まえた、本市の主な取組み　≫**

**「大阪市地域防災計画」に位置付け、本市防災体制の更なる充実を図る。**

* **「多様な災害からの避難」を優先した取組みの強化**
* **大阪市特有の災害リスク（帰宅困難者対策、地下空間浸水対策　等）への取組み強化**
* **「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、｢推進計画｣の作成**
* **「公助の限界」が示されたことによる「自助・共助」の取組み強化**

**①　自助・共助の取組みの促進**

【充実】1.区の特性に応じた「区地域防災計画」の作成

【新規】2.地域の特性に応じた「地区防災計画」の作成支援

【充実】3.自主防災組織の育成

【充実】4.防災知識の普及･啓発、防災訓練の促進

【充実】・地域防災リーダーの育成

【充実】・地域防災活動アドバイザー等の派遣

【充実】5.避難行動要支援者対策の促進　など

　など

**修正に際して考慮すべき、国等動向**

* **基本理念を「減災」と規定し、「命を守る･つなぐ」ことに重点**

　・危機管理体制の再構築　　　　 ・自助･共助の充実

　・「逃げる」ための対策の総合化　・迅速な復旧・復興

　・大阪特有のリスクへの対応　　など

**「大阪府地域防災計画」の修正（H26.3）**

**南海トラフ巨大地震による精緻な被害想定**

* **市内の広範囲での津波浸水、広域･甚大な人的・物的被害**

**・津波浸水域**

市域の約３２％が津波により浸水

**・人的・物的被害**

約12万人（早期避難率が低い場合）の死者（うち津波による死者11.9万人）

約８万棟の全壊建物

約８２万人の避難所生活者

約９０万人の帰宅困難者

**・ライフライン被害**

約２６７万人が断水（翌日には45%まで回復）

約８１万件が停電（翌日には15%まで回復）

約５００か所で道路被災

**法改正等により考慮すべきポイント**

**・東日本大震災を踏まえた、災害対策基本法の改正（H25.6）**

「自助・共助・公助の促進」、

「被害の最小化、迅速な回復（減災）」を基本理念とする

避難行動要支援者に対する避難支援体制の確保　など

**・近年頻発する水害等を踏まえた、水防法の改正（H25.7）**

浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組促進　など

**・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H25.12）**

避難場所や避難経路、津波からの防護、円滑な避難の確保、防災訓練に関する事項を定めた推進計画の作成　など